サービスの使い方

平成18年10月から、障害者自立支援法による新しいサービスがスタートしました。
サービスを利用するまでに、どんな手続きをするのでしょうか？
利用したいサービスが見つかったら、まずは、相談からはじめてみましょう。

1 相談

1 困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合、役所か相談支援事業所に行きましょう。そこにいる相談支援専門員に、相談しましょう。

▶ 相談にのってくれる専門家です。あなたの住んでいる町にもいます。

2 相談支援事業所が、どこにあるのかわからない場合は、施設の人や支援員、役所の人に聞いてみましょう。

3 利用したいサービスが決まったら、役所に申し込みます。相談支援専門員に、手伝ってもらうこともできます。

2 調査

1 役所に申し込むと、認定調査員が、あなたのところにやってきます。
たくさんの質問をします。わからない場合は、説明してもらいましょう。

▶ あなたのできることや、不得意なことなどを調査する専門家です。

2 あなたのことをよく知っているお医者さん（かかりつけ医）に、医師意見書を書いてもらう場合もあります。

▶ あなたの健康状態や、必要なサービスについて、お医者さんに意見を書いてもらう書類です。

3 認定

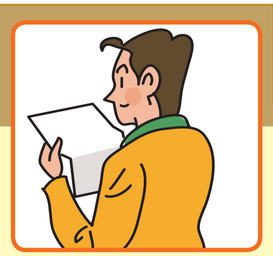

1 あなたの障害程度区分が決まります。

▶ あなたに必要なサービスのめやすです。

2 障害程度区分が書かれた手紙が届きますので、
●名前　●住所　●生年月日　●障害程度区分
を確認しましょう。

3 わからないことは、相談支援専門員に聞きましょう。

4 支給決定

1 あなたが使いたいサービスの希望を、役所に伝えます。
相談支援専門員に、手伝ってもらうこともできます。

2 サービスが使える場合は、受給者証が届きますので、書いてあることを確認しましょう。

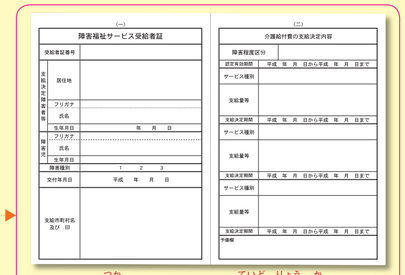

（一）

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日　年　月　日
障害児	フリガナ
	氏名
	生年月日
障害種別	1　2　3
交付年月日	平成　年　月　日
支給市町村名及び印	

（二）

介護給付費の支給決定内容

障害程度区分	
認定有効期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
市町村	

あなたが使えるサービスの、程度や量が書いてある書類です。大切に保管しましょう。

5 契約

1 相談支援専門員に、サービス利用計画をつくってもらいます。自分でつくることもできます。

2 あなたの気に入った、サービス提供事業者を選びましょう。

3 事業者が決まったら、事業者と契約をします。説明がわからない場合は、わかるまで説明してもらいましょう。

4 書類の内容が理解できたら、名前を書いて、判を押します。契約ができているか心配なときは、相談支援専門員に、手伝ってもらいましょう。

6 サービス利用

1 サービス利用計画に書いてあるように、サービスを利用します。
- サービスには、「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」の3種類があります。組み合わせて使いましょう。
- どんなサービスがあるかは、裏を見てください。

2 サービスを利用したら、事業者に利用料を払います。

3 利用料は、安くなる場合があります。
役所の人や相談支援専門員に、聞いてみましょう。

いつ、どのサービスを、どのくらい使うかの予定表です。

7 モニタリング（サービスの見直し）

1 体の具合や生活環境が変わったとき、サービスの見直しを行いますので、相談支援専門員に相談してください。

2 受給者証に、決定したサービスの有効期限が、書いてあります。有効期限が来る前にも、サービスの見直しを行いますので、相談支援専門員に相談してください。